

第 55 回北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議の  
議事 2 に係る説明内容に対するご質問

- ※ 委員からご提出いただいたご質問の全文を記載しています（ただし、質問番号は事務局において調整しています。）。
- ※ ご質問の掲載順は委員名簿順です。

## 河野委員

A 室蘭に放射能で汚染された PCB 廃棄物で処理する件で 6 月 1 日開催の監視円卓会議で道の課長は、これらについて「北海道の担当部局では会議を開くなどの検討をしていなく、そのため記録もない旨の回答をした」。この回答は道民が北海道に寄せる公務員として、「道民のために仕事をする」地方自治の担い手としての期待を裏切るものとして映りました。円卓会議の議論は最後まで行われなかったもので、これら一連について「北海道行政基本条例」「北海道文書管理規定」等に依拠し、質問します。

(1) 重要事項の決定の方法、その記録の保存は、「行政基本条例」「文書管理規定」に則って行われて「いない」のではないか、道の言質の信用が疑われます。

(背景・考え方)

2021年11月14日の道議会で知事は、「国による地元説明会や、道や専門家の現地確認、有識者の意見、地元室蘭市の意向など総合的に検討した。」と説明する重要な案件を「会議というか、普段の執務の中での話で検討したので、会議はしていない」(課長答弁)状況で決めたのでしょうか。非常に透明性に欠けた業務態度と思います。知事の説明の中にも「パブリックコメント」について言及されていないなど、本当に市民説明会での市民の1つ1つの意見を吟味検討したのだろうか、環境省の要請をなぞるだけの検討ではなく、放射能とはなにか、放射能による被ばくとはなにか、法律上の整理をしたのか、北海道としての地方自治の観点を整理したのか等、という疑念をもちました。

「回付」による検討、決定したとすれば、この件を安易に考えいたことになり、上述のとおり、何層にわたる検討の積み重ねの上に、しっかり時間、場所を何度も設定した会議で行うべき案件です。

(2) 質問(1)にある「有識者の意見」の全容が公開されていません、担当部局がまとめた「要旨」では科学的知見として評価できません。全容を公開してください、WEB 会議の全記録を公開してください。

(背景・考え方)

「文書管理規定」の定めでは、記録が残るよう担当者は複数でその執務に当たらなければならない、記録全体を相手方に確認する義務を負っています。

従って記録は残っているはずで、科学的知見は発表者にとって全人格をもって責任ある見解を示すものですからその全体をもって評価されるものと考えます、第三者である道が任意に要約したものは該当しません。

私たち市民は、科学的知見に値する見解を検討し納得したいのです。

(3) 質問(1)にある知事の受け入れ表明で「総合的」判断したとしていますが、あの時点では、環境省は室蘭に搬入予定の全て対象物の「表面汚染密度測定結果」の一覧が公表されていない状況で「総合的」に判断できたのでしょうか。その根拠を示してください。

(背景・考え方)

このデータは令和4年6月1日の監視円卓会議ではじめて提出されました。私たちはこのデータの全容が判ってはじめて「安全」を確認する1歩目と考えていましたので、昨年春から環境省に文章をもって提出を催促していたものです。知事の判断は「総合的」でなかったと考えます。

従って、判断すべき基本的な条件がはっきりしてきたのですから、原点に戻り、環境省、北海道、室蘭市はそれぞれの立場の違いを明確にして、住民との対話の機会を作り、改めてそれぞれの態度を再検討すべき時期と考えます。

B 処理の安全を確保するために、環境省は「汚染密度が4Bq/m<sup>2</sup>以下であることを確認」したものを室蘭に持ってくるとしています。以下について質問します。

(4) 福島で荷積みする前にもう一度「4Bq/m<sup>2</sup>以下であることを確認する測定を実施すべきと思うが実施するのか。室蘭に到着し、処理前に「4Bq/m<sup>2</sup>以下であることを確認する測定を実施するのか。

(5) 環境省の説明では、「処理後物を対策地域内へ持ち帰る」とありますが、処理後物とは何を想定しているのですか、バグフィルターとバクフィルターで補足補集された物質も当然回収すべきものです、この点確認をお願いします。

(6) 「4Bq/m<sup>2</sup>以上であることを確認されたものは今後どう処理するつもりか。

(背景・考え方)

「以上」のものも、「以下」のものも事故の第一義的責任を負う東京電力(株)に処理してもらうよう環境省は尽力すべきと考えます。なぜならば、東京電力(株)は高濃度PCB処理する能力があり、そうすることにより放射性物質の移動の範囲を狭め、事故の影響のなかった地域に放射性物質を拡散しなくて済みます。環境省の提案も、北海道、室蘭市の処理時の安全対策の要請も放射性物質が漏れる危険があること理解しているから提案、要請している訳ですから。

(7) 「表面汚染密度が4Bq/m<sup>2</sup>以下で放射性物質による影響がなく」と説明されていますが、影響がない理由と根拠が示されていなく納得できません。

(背景・考え方)

対象になっているセシウムだけでも、低濃度被ばくでも影響があることについての研究報告がされていますし、問題外になっているセシウム以外の放射性物質の同定もされていません。福島ではセシウムの量に重点がおかれているのは理解できますが、室蘭は事故の直接の被害をうけていない地域ではすべての放射性物質を問題にすべきです。

## C 福島視察の件について

(8) 今日まで監視円卓会議の運営では、他施設の視察等については、円卓会議で論議確認して実施してきました。今回は監視円卓会議の位置づけが変わったのでしょうか。

### (背景・考え方)

今回の視察は、なんの前触れもなく、監視円卓会議の特定メンバーを有識者としての名目で派遣しました。事前の会議でこの件について要望として視察にゆくことも含め委員より意見が出ていたにもかかわらずです。このことは視察の公平性、透明性の質を下げ、放射能で汚染された PCB 廃棄物の処理の安全性についての北海道の「説明」を市民は疑惑を感じ、不信を生んでいます。

(9) 北海道が情報公開した「決定書」では、「福島県内の汚染廃棄物対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物処理に関する現地調査について」と標題されていますが、その調査の最初に意図した項目、目的を開示してください。

### (背景・考え方)

6月1日開催監視円卓会議に提出された吉田氏の提出したレポートは「福島 PCB 廃棄物視察報告」となっており、吉田氏の口頭報告内容も同様でした。視察と調査では、その在り方が違うと思います、調査であれば事前にその目的、項目、調査の精度等で参加者の認識の一致をもってされるものと考えますが、ここがハッキリしません。

(1) 資料 2-1 P-8 で「クリーン原町センターでの処理概要」左下に事故直後からごみ搬入時にごみピットでの放射能レベルの確認をしていたが、「現在は未実施」との記載があります。質問は、現在は、計測をしていないとなっていますが、何故、計測を止めたのでしょうか？

(背景・考え方)

原発事故当時は、自治体全域が放射汚染地域となり、全てのもが汚染されたと思います。そのような中で、一般廃棄物となった物も汚染されているため、ごみ焼却施設でも搬入時の放射能レベル測定は、理解できます。

- 1) ごみピットでの放射能測定を止めた理由は、どんな背景があるのでしょうか？
- 2) 逆に不燃廃棄物等の測定は、どうしていたのでしょうか。過去に台湾での事例ですが、スクラップに混入した線源容器が除去されずに電気炉で溶解され、汚染された鋼材となり、建築物に使用された例もあります。

(2) 今回の福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物処理は、放射能という問題と相まって、中々、理解されない、また、理解しようとしらない人がいる。それは、放射能という影響が分からない物への漠然とした不安を払拭できないからではないだろうか？

(背景・考え方)

空間線量率や表面汚染密度等を定量評価しても安全性が理解されない現状から化学物質のリスク管理に倣い、 $\text{リスク} = \text{ハザード} \times \text{ばくろ量}$ として評価することで理解されやすくなるのではないだろうか。

このため、自然から受ける放射線量、放射線診療から受ける場合、福島県案件物の移動、保管、処理時に係るリスク評価を比較することで理解が進むのではないだろうか。

そして私たちの周りには、リスクのないものは存在せず、リスクを受け入れて生活していることを知るべきである。

(1) 現地で線量を計り、途中何回も計測する予定なのに最終段階処理事業所において線量が上回ることはあるのか？

(背景・考え方)

今まで科学的知見に基づいて安心安全に処理事業が遂行されています。当局としても自信をもって福島県の処理事業にあたっていたきたい。

(2) 本事業については海外からも素晴らしいと評価されている。今後とも評価に値するリスクコミュニケーションを続けていただきたい。

(3) 福島県民に寄り添った事業展開を。

(背景・考え方)

大震災で一番の被害者で今なお苦勞おかけしている福島県民の実情を理解し、心情をくみ取り事業展開を図っていきましょう。科学的にも安心安全とされています。こうしたことから室蘭で処理することに何が問題なのかわかりません。今まで誠実に、安全に処理事業を遂行されている事業所に敬意を払いながら本取り組みもよろしく願います。それが福島県民の復興の一助となることを願っています。

(1) 環境省は監視円卓会議で提出された表面汚染密度表のバックグラウンド測定と安定器等器材の汚染測定の流れを説明してください。道庁はこの表を 55 回円卓会議前にチェックしましたか。

(背景・考え方)

前回の円卓会議でバックグラウンドの測定について、安定器が存在しない方向に測定器を向けて計測したと答えています。その値を Bq/cm<sup>2</sup> で表示している意味が分かりません。またこうして計測されたバックグラウンドとは何か、表面汚染密度測定にどのように関係するか、測定操作全体での位置づけもわかりません。

内閣府が出している「表面汚染測定器の使用法」には測定値から表面汚染密度の算出法を書いています。計算式は表面汚染密度 (Bq/cm<sup>2</sup>) = 測定値 (cpm) ÷ 60 (秒) ÷ 線源効率 ÷ 機器効率 ÷ 入射窓面積 (cm<sup>2</sup>) となっています。この測定は環境省も基本的には同じだと思えます。

こうした測定では偶発的に飛び込こんでくる周囲の放射線の影響を補正するために、放射性物質で全く汚染されていない同じような器材を外部から測定現場に持ち込み、同じ場所で同じ測定器で同じ操作で表面汚染密度を測定します。この値は一般には「ブランク値」と呼ばれ、汚染実測値からこのブランクの関与を引き、真の汚染値とします。

上記のブランク値の測定を内閣府や環境省がやっているかどうかは知りませんが、内閣府は「バックグラウンド」については何も言及していません。環境省は以前「バックグラウンド値と測定値があまり変わらないので安定器の汚染度は低い」と説明していましたので気になります。環境省のいうバックグラウンドの意味はきちんと確かめておきたい。

(2) 表面汚染密度表に汚染された器材の各 6 面についての測定値がありますが、各測定値は一つの面で任意に選んだ 1 点の測定だと思えます。その一つの表面で出来るだけ多くの箇所を測定したものがあつたら提出してください。

(背景・考え方)

表面汚染密度表に記載されているその値が一つの面でどれくらい変動するかを知りたいのです。表面汚染密度表には安定器等約 1000 個の任意の点で約 6000 点での測定値がありますから、おおよその様子は分かります。あまり大きな変動はないようです。しかし実際に測定している安定器の表面がどのように汚染されているか、つまり測定値の変動がどれくらいあるかを知ることはデータの質を担保するために必要ではないでしょうか。

(3) 提出された「表面汚染密度測定結果一覧」に示されている安定器のいくつかを例にとり、その6つの表面積と表面汚染密度それぞれから安定器全表面の汚染（ベクレル値）を計算し、それを安定器の重さで除して安定器の汚染を Bq/kg 単位で計算されたことはありませんか。

(背景・考え方)

表面汚染密度の測定値は質問2との関係で問題を持ちますが、現在の測定結果を用いて、それぞれの安定器がどれくらいの放射性物質が付着しているかを計算し、安定器の重量当たりのベクレル数（Bq/kg 値）で考えることは大事だと思います。すべての安定器についてではなく、代表的なもので結構です。安定器の汚染はいろいろな角度からの確認が必要だと思います。

(4) 北海道と室蘭市は2021年12月に環境省からの処理要請を受け入れました。受け入れにあたって自治体としての独自の調査・議論がどのように行われたのか、その過程がわかるものを提示して、説明してください。

(背景・考え方)

昨年12月末に道と室蘭市が受諾した段階では質問1～3で問題にしたデータは提示されていませんでした。データに基づいた議論が大事です。昨年住民集会や円卓会議では安定器の約4分の1データが示されていましたが、4分の3のデータはありませんでした。4分の1のデータで判断されたのでしょうか。合計3回開かれた住民説明会で住民はほとんど反対や危惧を表明しましたが、どのように受け止めていましたか。室蘭市では独自に市民説明会を持ってほしいという住民の要求に応えませんでした。環境省の説明会で聞いてほしいという室蘭市長の態度は理解できませんでした。なぜ市民と直接議論しなかったのでしょうか。様々な問題が積み残されていると住民は考えています。



(5) 環境省は今回の処理の基準を、「放射性物質による影響がない＝表面汚染密度 4Bq/cm<sup>2</sup> 以下であること」としています。しかし問題は①「放射性物質による影響がない」という意味が分からないこと、②特殊な例だと思いますが PCB 汚染物が軽い場合は 4Bq/cm<sup>2</sup> の表面汚染で 8000Bq/kg を超える可能性があります。超えた場合でも「放射性物質による影響がない」として処理できますか。

(背景・考え方)

「放射性物質汚染対処特措法」には 4Bq/cm<sup>2</sup> についての規定はありません。「放射性物質による影響がない＝表面汚染密度 4Bq/cm<sup>2</sup> 以下であること」と書けば、放射性物質がほとんどないと聞こえます。しかし軽量のものに放射性物質が付着している場合、表面汚染密度が 4Bq/cm<sup>2</sup> でも 8000Bq/kg を超える可能性があります。安定器の場合は面積が小さく重いので超えることはないでしょう。

「放射性物質による影響がない＝表面汚染密度 4Bq/cm<sup>2</sup> 以下であること」という規定は、室蘭に搬入する安定器等の処理にだけ適用されている便宜的なものですか。言葉を変えて言うと、安全性を担保する一般的な意味は含めていないということでしょうか。

(6) 一つの規定単位を使ってある状態を規定しようとする、別の規定単位では矛盾が起きるのはよくあることです。一度処理基準の定義を考え直したほうが良いと思いますが、無理ですか。

(背景・考え方)

矛盾が起きることは原子力基本法に関連する諸法律で広く使用されている 4Bq/cm<sup>2</sup> の場合を考えるとはっきりします。4Bq/cm<sup>2</sup> は管理区域からの持ち出し基準として使われていますが、この基準だけで放射性物質でないとして処理することはできません。持ち出しは可能でも、処理の基準を満足しないことが起きるからです。原子力施設では処理物質について、4Bq/cm<sup>2</sup> 以下であることとクリアランス基準の両方が満足されなければなりません。

(7) 「放射性物質汚染対処特措法」の適用をせず、従来通りの廃掃法で処理をすることはできませんか。

(背景・考え方)

従来の廃掃法の特別法である「PCB 廃棄物処理特措法」で処理するならこれまでの続きですから揉めることはありません。国は原発事故の直後に閣議を開き議論していますが、クリアランスレベル適用も議論もされています。

今回、表面汚染密度表に出ている安定器の汚染度はほとんどクリアランスレベル以下のもに見えます。測定してクリアランスレベルを超えるものは、一定の装置を準備すればきちんと放射性物質を振るい落とすことは可能です。原子力基本法関連の法律で運用されているクリアランス制度のほうが法的に問題をおこさないのではないかと思います。

(8) 「放射性物質汚染対処特措法」が原子力事故に対応するためだけの法律であることは、事故直後の閣議の議論からもわかります。室蘭は福島原発事故の影響を受けていません。室蘭に「放射性物質汚染対処特措法」を適用して福島の汚染物を処理することを決めた時、どのような配慮や検討をしなければならないかを議論しましたか。議論の記録があれば提示しながら説明してください。

(背景・考え方)

質問7が解決すれば問題はなくなりますが、一応質問しておきます。

日本では福島原発事故発生まで、放射性物質が大量に拡散する事態を想定していなかったため放射性物質は原子力基本法関連の法律で対処してきました。しかし2011年の大事故が起こり、原子力基本法関連の法律では対処することは不可能であることがわかりました。急遽議員立法で「放射性物質汚染対処特措法」が作られました。特措法とは従来の法体系では対応できないときに作られますから従来の法体系と齟齬があれば折り合いをつけていかざるを得ません。

詳しい経緯は省略しますが、「放射性物質汚染対策特措法」成立した翌年環境基本法の改正（13条削除）が行われ、放射性物質取り扱いについて、いくつかの環境法令で放射性物質が公害物質として取り扱えるようになりました。しかし廃掃法の改正は見送られています。このことについて環境省は以下（下線の部分）のような説明をしています。

放射性物質については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等の規制法令により、施設周辺の住民の中で最も高い線量を受けると想定される者であっても被ばく線量が線量限度を超えないことを確保するとするICRP勧告の考え方に則った、平常時の発生源管理が行われている。このため、通常の事業活動等に起因する環境汚染の防止の観点からは、一般環境の状態に関する基準を改めて設定する必要性はないものと考えられる。

「放射性物質汚染対処特措法」で対処しなければならない汚染度よりはるかに低いと考えられるものを、「対策地域内のものは国が責任を持つ、国が責任を持つから汚染PCBは室蘭の施設で、放射性汚染物処理特措法で処理する」として、同特措法に規定のない4Bq/cm<sup>2</sup>だけで処理を行おうとするので無理が生じていると思います。

(9) 道議会で道議員が福島放射能汚染廃棄物の処理問題は新しい事態だと考えるかとの質問に対して、新しい事態だと考えると道は回答をしました。新しい事態ならPCB廃棄物処理基本計画にかかわる問題だと思いますが、新しい事態として対処していません。この問題が道と室蘭でどのように議論されたか、議論された記録等があれば示しながら説明してください。

(10) 産業廃棄物の越境移動は「住民の感情」が重視されています。昨年3回開かれた住民説明会では圧倒的に反対が多かったと思います。今回の放射性物質の移動や処理で住民感情はどのように配慮されましたか。

(背景・考え方)

産業廃棄物の越境移動については「事前協議制度」があり、7割強の自治体を実施しています。ここでは3点の問題が大事だとなっています。廃棄物の量と内容と住民感情です。県外から性質がよくわからない産業廃棄物が来るとき、その量と内容がわからなければ住民はいやです。住民感情が大事にされるのは当然のことです。それは放射性物質でも同じことです。

今回初めて放射能汚染物のデータの大部分が示され概要が明らかになりました。全容が示されないままに昨年開かれた3回の説明会では住民からは危惧や反対の意見がほとんどでした。新しいデータが示された段階で住民説明会が開かれるべきだと思います。ここからが始まりとお考え下さい。7月末に円卓会議があり、8月には処理が始まるとマスコミで報道されています。これはおかしいですね。住民説明会をきちんと行って納得を得るべきです。

(11) 環境省は、年間 1 ミリシーベルト以下は安全だと説明しています。室蘭市も同じ説明です。原子力基本法関連の法律では年間 10 マイクロシーベルトです。国も福島県で管理期間が終われば、最終的には 10 マイクロシーベルトになることを想定しています。放射性物質による被ばく履歴のない室蘭で 1 ミリシーベルトの適用が強調されるのは PCB 廃棄物の処理が終わった後に、福島の放射性物質の処理を考えているからでしょうか。

(背景・考え方)

福島では「放射性物質汚染対処特措法」で処理が進んでいます。強烈な放射性物質の存在する場所は別にして、8000 ベクレル/kg 以下の物質を扱うと規定されたのは年間 1 ミリシーベルト以下の線量を想定しているからです。年間 1 ミリシーベルトは処理作業での目安です。環境省も室蘭市も、「処理過程での目安」とされている年間 1 ミリシーベルトを強調している背景には、PCB 廃棄物の処理が終わった後、福島の汚染物を室蘭で処理する伏線ではないかと住民は心配しています。

今年 5 月 20 日に行われた「中間貯蔵・環境安全事業株式会社 令和 4 年度（第 1 回）ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会」では PCB 処理終了後の廃棄物処理施設撤去について、北九州、大阪、名古屋、東京の施設撤去計画が議題になっていますが、室蘭の施設だけは名前が挙がりません。室蘭市は首都圏の PCB 汚染物を第二施設に受け入れるにあたって国に条件を提出しています。その中に PCB 処理事業の終了した後の「PCB 廃棄物処理施設の有効活用」が国に要請されています。室蘭市から環境大臣に要請したのは 2014 年 4 月 25 日ですが、同じ日に石原伸晃環境大臣から室蘭市の要請受託が伝えられています。同じ日に回答できたことは事前に話し合いがあり、環境省も同じ計画を持っているからだと思います。

(12) 質問 11 に関連します。国は室蘭市からの要請である PCB 廃棄物処理施設有効活用についての要請を受託し、その後 8 年が経過します。有効活用の計画はその後室蘭市と議論されていますか。考えられる有効活用を議論されていれば紹介してください。このことは室蘭市にも質問します。

(13) 住民説明会で何度も東京電力がPCB廃棄物を処理する責任があり、東京電力が処理すべきとの意見が出ました。対策地域内のは国の責任ですが、国の責任で東電と協議して東電が処理することをどうして考えないのですか。

(背景・考え方)

「放射性物質汚染対処特措法」には「①環境汚染への対処に関しては、関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。以下同じ）が一義的な責任を負う。②関係原子力事業者は、環境汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないものとする」と東京電力の責任が一番先に出てきます。

東京電力パワーグリッドにはPCB処理の技術（マイクロ波分解装置）があり、東京電力のPCB廃棄物処理を行っています。高濃度PCB処理が可能な技術です。特措法では対策地域内のは国が責任を持ち、原発敷地内のは東電が処理することになっていますが、国が責任をもって東電と協議することは可能です。問題があれば国会で議論し変更もできたはずです。

(14) 福島県の対策地域以外のPCB廃棄物はすでに室蘭で処理されていると思いますが、この対策地域外のPCB廃棄物について放射能測定は行われていますか。

(背景・考え方)

対策地域外のPCB廃棄物は高濃度廃棄物も低濃度廃棄物も福島県の管轄になっており、高濃度PCB廃棄物はすでに室蘭で処理されていると思います。福島県の放射能汚染状況は平均的ではなく、スポット的に高い数値の汚染場所もあり、その場所は特定されています。そうしたことを考慮して対策地域以外のPCB廃棄物の放射性物質汚染について環境省として調査・議論したことがありますか。

村上委員

(1) PCB 処理において放射線汚染されたコンデンサー、トランス機器の搬入出時の運搬沿線自治体に対する風評被害発生時の対応は？

(背景・考え方)

運搬時沿線自治体に対し事前連絡が必要だと思う。

山内委員

(1) 質問の答えではないのですが、室蘭市にPCB施設がある以上、難しい廃棄物は当市で処理しなければならないと感じています。もちろん搬送中の事故はあってはならない事です。「ご安全に！」という挨拶ひとつとっても、皆さん心がけられておられる日常を思うに「万が一」の事は考えない訳ではありませんが、十分注意して行動して頂きたいと希望します。



(1) 対策地域内に保管されていた高濃度廃棄物の合計は、コンデンサ 43 台、安定器 2,531 台となるが、放射能に汚染されたのはどの保管状態の場合だったのか、別紙②の①、②、③ごとにお知らせ願いたい。

(背景・考え方)

対策地域内に於ける放射能の汚染比率はコンデンサ 74%、安定器 60%と高い比率であるが、保管状態毎にどの程度の汚染比率になるのかは重要な視点であると考えます。

(2) 輸送手段について、資料 2-4 で示されているが、鉄道輸送は PCB のみの専用という事か。

(背景・考え方)

輸送中万が一の事を考えると専用にて PCB 以外の物品とは同送しない様願いたい。